

川 計 発 第 34 号
令和 4 年 2 月 4 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 野口 宏明 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫 印



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和 3 年 1 1 月 2 9 日執行の都市計画部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（計画管理課）

都市計画部で所管する手数料、寄附金の収入事務において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

都市計画部で所管する手数料、寄附金の収入事務については、計画管理課長を「住宅政策課を除く都市計画部全体」の出納員としておりましたが、適正な事務の執行、管理を徹底するため、現在、収入事務を行う全ての所属長を出納員とするよう、川口市会計事務規則の改正を会計課へ依頼し、手続きを進めていただいております。

